



冒頭あいさつする中谷会長(中央)

地域の将来を見つめて

富田林市で集落座談会

富田林市農業委員会(中谷清会長)は、1月21日、須賀水利会館で、須賀・伏山地区実行組

合員を対象に、地区座談会を開き、42人が参加した。

農委からは中谷会長のほか副会長や地区委員、農地利用最

適化推進委員が顔をそろえ、府農と緑の総合事務所、府みどり公社の担当者、JA大阪南の土井専務らも出席した。

中谷会長は、「農委法改正で活動の中心となった農地利用の最適化は、遊休農地の解消、農地の有効利用等であり、そのために地域の関係者で話し合う

ことが基本」だとして「集落座談会を開催し、皆さんのご意見を聴かせていただくこととした」と挨拶。その後、委員会の事業の報告として、農委事務局の道籙次長が農委活動の柱である「農地利用の最適化推進」について説明。続いて農業会議鈴木局長が

農地含めた環境を次世代へ

第2部では、関係機関・団体の関係者も加わり、ほ場での焼却の困難性や、相続対策、田越しによる水入れなど水管理の課題、耕作道が狭い、遠くて通えないほ場の貸出し希望、中間管理事業での参入企業の概要を教

えて欲しい、といった意見が交わされた。地域のとりまとめ役でもある谷口均・推進委員は、「地域は、江戸時代に二期に渡り新田開発が行われた歴史あるところ。農地を含めたこの環境を次世代にどのように引き継ぐかが

課題」と話し、ほ場整備の話し合いがあるならば是非参加したいなどと話した地権者もいた。村本農委事務局局長は、「一度きりではなく、何度も会合を重ねないと効果は出ない。今後は話し合いのテーマを絞って、どうして深めていくか検討したい」と話した。須賀地区は一部で市街化区域があるものの、多くは農業振興地域。地区内では農地中間管理事業を活用して約50戸が企業に貸し付けられる予定である。今後は、その他の区域のほ場整備や農地集積が課題となっている。(鈴木)



発行所 大阪府農業会議 大阪市中央区農人橋2-1-33 JAバンク大阪信連事務センター3階 電話 直通 06(6941)2701~2 http://www.agri-osaka.or.jp 発行人 中谷 清

年金の受け取りはJAで

JAバンク大阪(JA/信連)

JAバンク大阪へ 検索

- ### 主な記事
- ◎特定生産緑地制度 各自治体向けに説明資料 2~3面
 - ◎農地利用最適化に向けて 農地ハトロール...4~5面
 - ◎河内長野市農委を推薦 農委だよりコンクール...7面

風速計

「あなたのアピールポイントは何?」との問いに「農家の娘であること」

先日「第50回ミス日本コンテスト2018」で準ミス日本に選ばれた霜野莉沙さんのコメントだ。堺市出身で、父は、しものファーム社長の霜野要規さん。莉沙さんは農家に生まれたことに「誇り」をもち、「日本の農業と伝統を守りたい」と話す

以前に大阪版認定農業者などを対象に実施した調査結果によると、約7割が農業経営者であることに「誇り」を感じ、約5割が大阪農業の未来に「希望」をもつと回答。一方、今後の農業経営については「自分の代は続ける」「将来はわからない」といった意向が目立った◆通常国会が始まった。「都市農地の貸借の円滑化に関する法律案」など今後の都市農業に大きな影響のある法案が審議される。「誇り」と「希望」をもつ多くのの方々のために、早期に成立を期待したい。(北川)

田尻・農家総会で情勢報告

地域の話し合い活動で

1月11日、12日の両日、田尻町内2地区で農家総会が開かれ、農業委員会と農業会議の事務局から農業関連施策や最近の農業情勢について報告した。

府内農委組織で進める「農地

と担い手を守り、活かす『大阪農業リフレッシュ運動』の重点事項でもある地域での話し合い活動の一環として取り組んだもの。

11日の嘉祥寺農家総会で、野

農委会長が、12日の吉見地区では総代・古淵農委会長職務代理がそれぞれ主催者として出席した。両日も来賓として栗山町

長が挨拶を述べた。

農委事務局から昨年4月に町が創設した防災協力農地制度への登録を呼びかけた。

農業会議からは今年後半から

泉南市農委が市長に意見提出

市の農政推進体制の強化を要望

泉南市農業委員会(中野吉次会長)は12月21日、農委法第38条に基づき「泉南市における農

政推進体制強化についての意見書」を竹

中勇人市長に対して提出した。

意見書では、農地が農業者の営農の基盤であるとともに、市民や地域にとっても公共的な共通の財産であるとし、農業・農地の多面的機能を踏まえると、単に農政上の意義のみならず市行政の遂行上改めて農政推進体制の拡充が必要とされるべきであると述べている。

同市では現在、農林担当部局及び農業委員事務局が農業関連業務を担っているが、「農業のあるまちづくり」といった今日的な政策課題に泉南市が応えていくためにも、同市における農政推進体制の一層の強化を要望している。

当日の手交式に際して行われた意見交換では、中野会長が「農業経営の法人化のサポートを含めた担い手支援が重要であることから、今後も市として農業施策の充実が図られるよう配慮をお願いしたい」と市長に対して述べた。

(沼田)

特定生産緑地制度

各自治体向けに説明資料 国土交通省

現在の生産緑地制度では、指定後30

年が経過する

といつても買

い取り申出が

可能となるこ

とから、国土

交通省は昨年「特定生産

緑地制度」を

設ける改正を

行った。同省

は、特定生産

緑地制度の税

業委員会と連携し、意向確認の漏れがないようにすること。

②「指定事務の平準化」

指定後30年を迎える平成33年には、特定生産緑地指定の手続が大量に発生する可能性があること。特定生産緑地の指定は(平成4年の)都市計画決定から30年経過前ならいつでも可能であること。これらの理由で指定意向のある農家については早

③「早急に周知作業に着手」

特定生産緑地は、生産緑地区の都市計画決定から30年経過前までに指定する必要がある。これを過ぎると指定できない。

①「生産緑地所有者全員への意向確認」

特定生産緑地の指定は、生産緑地所有者等の同意が前提となつて

いることから、JA、農

業委員会と連携し、意向確認の漏れがないようにすること。

また、この生産緑地法の改正に合せて、都市農地の保全を推進するため、生産緑地地区の指定に対する都市計画運用指針の記載が見直された。

①再指定について追記

現況農地等であっても、農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定(農地転用)による届出が行われているものは、生産緑地法第8条において許容される施設に転用される場合を除き、生産緑地地区に定めることは望ましくない。

運用指針見直し

また、この生産緑地法の改正に合せて、都市農地の保全を推進するため、生産緑地地区の指定に対する都市計画運用指針の記載が見直された。

①再指定について追記

現況農地等であっても、農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定(農地転用)による届出が行われているものは、生産緑地法第8条において許容される施設に転用される場合を除き、生産緑地地区に定めることは望ましくない。

(追記箇所)ただし、届出後の状況の変化により、現に再び農業の用に供されている土地で、将来的にも営農が継続されることが確認される場合等には、生産緑地地区に定めることも可能である。

②特定市における追加指定を推

奨するとともに、一般市の制度導入を呼びかけ

(改正前):(略)地域の実情を踏まえた都市計画決定権者の判断により生産緑地地区の指定を新たに行うことができる。また、三大都市圏の特定市以外の市町村においても、本制度の趣旨に鑑み、生産緑地地区の指定を新たに行うことが望ましい。

(改正後):(略)一方で、その後の人口減少・高齢化の進行や、緑地の減少を踏まえ、身近な緑地である農地を保全し、良好な都市環境を形成するため、生産緑地地区を追加で定めることを検討すべきである。また、三大都市圏の特定市以外の都市においても、本制度の趣旨や、コンパクトなまちづくりを進める上で市街化区域農地を保全する必要性が高まっていることを踏まえ、新たに生産緑地地区を定めることが望ましい。(鈴木)

申請が始まる収入保険制度の概要について説明した。

農家総会には2日間あわせて60人が参加した。(北川)



特定生産緑地の指定メリット（農家向け）

○生産緑地地区の都市計画決定から30年経過後は、いつでも買取り申出が可能となることから、従来、適用されていた税制措置が変わります。引き続き、都市農地の保全を図るため、特定生産緑地制度を創設し、所有者の意向を踏まえ、買取り申出期間を10年延びできるようにしました。

○特定生産緑地を選択することで、農地の保有や相続における様々なメリットがあります。制度内容を十分にご理解の上、ご判断頂きますようお願いいたします。

※都市計画決定から30年経過前までに選択しないと、指定できなくなります。ご注意ください。

営農を続ける際のメリット

特定生産緑地を選択

○固定資産税等は引き続き農地評価です

特定生産緑地の固定資産税・都市計画税は引き続き、農地評価・農地課税です。

○10年毎に継続の可否を判断できます

特定生産緑地の指定は、10年毎の更新制です（10年の間に相続が生じた場合、これまで同様、買取り申出が可能です）。

特定生産緑地を選択しない

×固定資産税等の負担が急増します

5年後には、ほぼ宅地並み課税の税額まで上昇します。

×30年経過後は、特定生産緑地を選択することはできません

特定生産緑地は、生産緑地地区の都市計画決定後30年が経過する前までにしか指定できません。

相続する際のメリット

特定生産緑地を選択

○次の相続での選択肢が広がります

次世代の方は、次の相続時点で相続税の納税猶予を受けて営農を継続するか、買取り申出をするかを選択できます。

○農地を残しやすくなります

次世代の方が、第三者に農地を貸しても、相続税の納税猶予が継続する見込みです（現在、新たな貸借制度を検討中）。

特定生産緑地を選択しない

×次の相続での選択肢が狭まります

特定生産緑地を選択しないと、次世代の方は納税猶予を受けることができません（現世代の納税猶予は、次の相続まで継続します）。

解消に向け地域の話し合いが必要

阪南市農委

発生の未然防止のために、

阪南市農業委員会（相良修一郎会長）は、昨年11月に農地パトロールを実施。同13日は、新町地区、鳥取地区の農地を相良会長、推進委員1人、事務局3人の計5人で巡回した。

同市には、農業振興地域がないが、この地区ではまとまった農地が見られる。遊休農地の解消、



住宅のそばにあるまとまった農地を調査（阪南市）

相良会長をはじめ地区の担当委員が所有者に対して直々に指導している。その甲斐もあり、多くは耕作もしくは草刈りがなされてきたが、遊休農地もいくつか確認された。巡回中には、「現在、遊休化

こまめな指導で耕作再開へ

柏原市農委

柏原市農業委員会（文能啓志会長）は、昨年11月から12月にかけて全23地区で農地パトロールを行った。11月16日に行われた本郷地区のパトロールは、文能会長、辻本委員、事務局1人の計3人で巡回した。

している農地も農道の整備と機械があれば耕作してもらえは「ず」との声があがる一方で、「子世代が地元を離れ、自身もあと何年耕作できるか分からないことから、そのような提案に消極的な所有者も多い」と、将来の担い手に対する不安の声もあがった。巡回後、相良会長は、「遊休

農地対策は、地域の皆が集まって検討する必要がある。子世代の就農・帰農を考えると、安心して営農できて、農業で収入があげられるようにしなければならぬ」と、解消に向けた地域の話し合いの重要性を強調した。

（沼田）

本郷地区は主に、住宅地の中に農地が点在している

る。農地の数そのものは決して多くないが、昨年まで遊休化していた農地もいくつかは解消されているのが確認できた。地区内には、貸し農園として農地を活用している例も見受けられたが、その隣には道に面し

ていながら遊休化している農地もあった。巡回中委員からは、「ここも同様に貸し農園として使えるのではないか」との声もあがり、「所有者が農地を貸すのに抵抗感がある。貸し手側に農地を貸してもきちんと返ってくることなど制度の正確な周知が必要」などと対策を協議した。

この日、文能会長は「遊休農地を解消するためには、年1回の巡回と指導では十分と言えない。地域の委員がこまめに声をかけていくことが不可欠だ」と語った。

（沼田）

まず周囲に迷惑となる遊休農地を解消

八尾市農委

八尾市農業委員会（齊藤暁会長）は、11月2日から20日にかけて平成29年度の農地パトロールを実施した。

17日には齊藤会長・農地利用最適化推進委員と事務局1人の計3人で大窪・服部川地区の農地利用の状況を調査した。今回調査した服部川地区は、

山間部の傾斜地で、従前は植木等が栽培されていた

が、従事者の高齢化や後継者の不足、さらに、農地の中に古墳が存在しており、古墳には触れられないために一部で遊休化している。

委員からは「この地域は、農地の中に古墳が点在しており、触ることができない農地もある」との話があった。

齊藤会長は、「服部川地区は、傾斜地であり、山林も含まれており、また、古墳も点在しているため、農地への回復が難しいところもあると思う。それよりも平地で周りに迷惑となる遊休地の解消から取り組んでいかなければならない」と話した。

（東野）



山林化している遊休農地の前で（八尾市）



住宅地に囲まれた農地を確認（柏原市）

営農環境の整備が今後の課題 豊能町農委

豊能町農業委員会（上西武司会長）は、11月上旬から下旬にかけての8日間、地区ごとに農地パトロールを実施。11月17日は、上西会長と農地利用最適化推進委員1人、事務局職員2人、管内農地を巡回するため大阪府職員1人も加わり、

計5人で木代地区を巡回した。調査は、昨年度に遊休化していると判断された農地を重点的に行われた。同地区は山間部に位置し、北斜面で日照が悪く急斜面にある農地も多い。確認した農地のほとんどが、いずれも山を分け入った奥地にあり、手付かずの状態で見捨てられていた。所有者へは今後引き続き文書指導を行うこととなつ

た。一方、手間をかけて耕作している農地もあったが、一部がイノシシやシカに踏み荒らされ、獣害の深刻さがうかがえた。上西会長は「イノシシ、シカ等の被害で、営農意欲が減退しているケースが多々ある。獣害対策の他、担い手の営農継続が可能な環境づくりについて、国や府にも協力を仰がなければならぬ」と話す。（中島）



現況を見て、地目を再度確認する様子（豊能町）

上田会長は、「地元委員の声かけや毎年のパトロールで、所有者も草刈りしなければならぬ」と意識を持ってもらいたい。今後とも継続して保全を進めたい」と話す。（沼田）



苦情時の写真及びきれいに復元された農地の写真（河内長野市）

大江会長は、「我々は今回の優良事例を参考に、農業者のためにも、環境保護のためにも、今後ともしっかりと取り組んでいきたい」と話した。（東野）

大阪狭山市農業委員会（上田幸男会長）は12月8日に市内の農地パトロールを実施した。当日は、同市の農業委員16人、事務局3人の計19人で巡回した。

ほとんどの人が、地元の人であれば草刈りを促しやすいが」と委員も頭を悩ませているようだ。中には、道に面している遊休農地で売買や貸借を進めようとしても、農地の資産としての価値や、賃借をめぐるトラブルを懸念するなど様々な理由から、所有者が固辞することもある。こうした点は都市近郊のうちの抱える課題の一つだ。

委員の直接指導を継続 大阪狭山市農委



道に面した遊休農地を確認（大阪狭山市）

市街化区域内の農地は全ての農地で耕作等がされており、市全体で見ても遊休農地面積はわずかに留まっている。当日は、遊休農地がいくつか見られたが、所有者が市外に住んでいる事例が多い。「市外の人は農地が荒れているという近隣住民からの苦情を直接聞くことが

利用集積事例を参考に 河内長野市農委

河内長野市農業委員会（大江禧昭会長）は、11月16日に会長を含む幹事8人及び地元委員1人、事務局4人の計13人で、9筆、約3500平方メートルの遊休農地が解消された事例の農地パト

ロールを実施した。今回、訪問した農地は、最初、隣接で果樹を栽培している農家からの苦情が寄せられていた。担当委員及び事務局で現地調査を行った際には雑草や豆藤が繁茂して、果樹園に覆いかぶさるような状態になっていた。

農地の管理について文書送付したところ、所有者から連絡があり、草刈りを行うので苦情者にも立ち会いをお願いしたいとのことで連絡した。その後、所有者より苦情者に借りてもらったことになったとの連絡があり、平成29年7月に利用集積により10年間の貸し借りが決定した。借り人はその後2カ月かけて、農地に復元した。今後は栗の木を植えていくとのことであった。委員からは「今回のような借り人がいたら遊休農地の解消につながる」との話が聞かれた。

南河内産いちご「ちはや姫」をPR いちごフォーラム開く

1月14日、大阪府北区の旬穀旬菜グランフロント大阪店で、「いちご」の楽園SWEETS(スイーツ)「フォーラム」が開かれた。

大阪府と河南町、千早赤阪村、J A大阪南は、今年度から「南河内いちごの楽園プロジェクト」に取り組んでいる。同12日には、河南町・千早赤阪村産のイチゴのブランド名が公募に

より「ちはや姫」と決定され、このちはや姫をより多くの府民に知ってもらうことを目的として実施した。

フォーラムでは、まずタレントの中島恵氏と野菜ソムリエ上級プロの西村有加氏により、「イチゴでビューティーUp↑美と健康の秘訣」と題したトークセッションを実施。イチゴには、風邪予防や美肌対策が期待

できるビタミンCが豊富に含まれることや、食物繊維が多く腸内環境を整えてくれることから、「美」と「健康」に大変良い食材であることを参加者に対してアピールした。

続いて、河南町と千早赤阪村でイチゴを栽培する棟田真氏が自らが生産するイチゴについて発表を行った。イチゴを販売する直売所は、連日行列が出来るほど好評であり、棟田氏は「完熟の状態ので収穫するので、一



参加者からの質問に応じるイチゴ農家の棟田氏(手前左から3番目)

甘くて美味しいイチゴを味わっ

法人協会会員紹介⑦

食卓が明るくなる野菜づくり

泉佐野市・射手矢農園株式会社

「射手矢農園株式会社」の代表取締役社長の射手矢康之さんは、約25畝の農地でタマネギ、キャベツの露地栽培や水稲を中心とした経営を行っている。

平成8年に親から経営移譲を受けた当初は約2畝の自作地で経営を行っていたが、そ

の数年後より借地も含めた経営を始め、規模を拡大した。元々ほとんどが農協出荷であったが、十数年前から自分で価格を決めて売る販路を模索するようになった。現在はスーパーや百貨店、飲食店をはじめネット販売なども行い、直接取引が主になっている。

「食卓が明るくなる野菜を育てます」という経営理念のもと、消費者を意識した農業の実践を心掛けている。

泉州たまねぎと泉州キャベツ



射手矢康之さん

農業経営を法人化

射手矢農園は、平成27年10月に農業経営を法人化した。当初は、法人化しなくとも対外的な

生産するタマネギは、明治時代から地域で生産されている「泉州たまねぎ」。射手矢さんは「泉州地域の寒暖差や肥えた土地によって、水分が多く、甘みがあり、柔らかいタマネギに育つ」とその魅力を語る。

地域「コミュニティ」の中心に

冬場は「松波」という品種のキャベツを生産する。芯まで甘く重さ3kgを超えるものもあるこの品種は、射手矢さんのお父さんが育て始め、今では「泉州キャベツ」の名で地域に普及している。



でもらえる」と、その魅力を説明。その後、「ちはや姫」を用いた料理やスイーツが旬穀旬菜の木村信一料理長の説明とともに参加者に提供された。イチゴ料理を味わった参加者からは、「見た目も華やかで美味しい」、「今日一日でより一層イチゴに興味を持った」など、様々な感想が寄せられた。

最後に、参加者に新鮮なイチゴを味わってもらうため、お土産としてこの日収穫したばかりの「ちはや姫」が配られた。

(沼田)

の農地保全に貢献できたらと考えている。将来は、地域にライスセンターを設立し、小規模の稲作農家も守っていく仕組みを作りたい」とその夢を語る。

30年度府農業施策意見を決定

農業会議は1月17日、大阪市内・シティプラザ大阪で第12回臨時理事会を開催。「平成30年度大阪府農業施策に関する意見決定の件」について審議し、これを決定した。

意見は、①経営能力強化支援と大阪版認定農業者制度の充

農委、地区連で研修

1月中、府内各地で委員研修が行われた。このうち農業会議が出席した研修会は次のとおり

(①開催日、②開催場所、③農業会議事務局出席者)。

- 大東市農委(橋本順昭会長)
- ①1月12日、②同市役所、③鈴木専務理事兼事務局長
- 泉佐野市農委(勝間富士男会長)
- ①1月15日、②同市役所、③北川次長兼総務課長兼農政課長

- 中河内地区連(齊藤暁八尾市長)
- ①1月16日、②八尾商工会議所、③鈴木専務理事兼事務局長
- ※この研修会では農政ジャーナリストの榎田みどり氏が「都市農業関連の制度改

実、②農空間保全地域制度の充実、③農業者の営農意欲向上と農産物直売所への支援、④学校

農委だよりコンクール 河内長野市「あぐりん」を推薦

農業会議は、全国農業会議所と全国農業新聞が主催する第24回「農業委員会だより」全国コンクールに河内長野市農業委員会(大江禧昭会長)の「あぐりん」

正にどう対応するか？」をテーマに講演した。

- 豊能地区連(阪本喜代治箕面市長)
- ①1月18日、②箕面市役所、③鈴木専務理事兼事務局長
- 三島地区連(橋長俊彦高槻市長)
- ①1月31日、②高槻市役所、③鈴木専務理事兼事務局長

第22回常設審議委員会

大阪府農業会議は1月17日、大阪市内・シティプラザ大阪で第22回常設審議委員会を開いた。

第1号議案の農地法第4条及び第5条の規定に基づく意見聴取に回答する件(島本町、高槻市、池田市、和泉市、岸和田市、泉南市、堺市、太子町、松

給食への大阪産農産物の導入促進、⑤有害鳥獣被害の実態調査と効果的駆除への財政支援、⑥

を大阪府代表として推薦した。

「農業委員会だより」の発行を通じて地域に密着した情報提供活動に取り組んでいる農業委員会の優良事例を表彰することを目的に、実施しているもの。

全国コンクールへの推薦にあたって、大阪府農業会議で募集した結果、応募があったのは、高槻、茨木、岸和田、泉南、河内長野、東大阪、寝屋川、堺の8市農委。

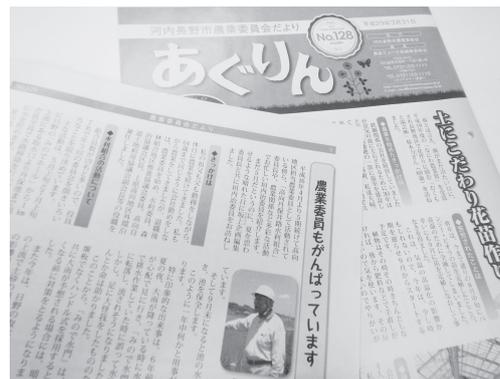
推薦に先立って実施された、大阪府、JA大阪中央会、大阪府農業共済組合、大阪府農業会議で構成され

原市、羽曳野市、八尾市、柏原市、東大阪市、枚方市農業委員会各会長)については、30件のうち28件(2万6404平方メートル)を許可やむを得ないと認め、回答することに、うち2件(1万2849平方メートル)を不許可相当と認める旨、回答することを議決した。

また、平成30年度大阪府農業

生産緑地制度の活用6項目。2月6日に府知事へ提出する。

る選考委員会では、「農業委員会の活動をわかりやすく紹介している」、「地域の情報や農業経営者の紹介など読みごたえがある」などといった点が選考委員から高く評価された。(沼田)



大阪府代表として推薦された河内長野市農委の「あぐりん」

施策に関する意見について協議した。

回答の内容は次のとおり。

【第1号議案】	件数	面積(平方メートル)
第4条	5	3482
第5条	25	3万5771
合計	30	3万9253

(農地区別件数は、3種農地14件、2種農地16件)

月間農政ファイル

12・23～1・22

1・10 香川県で高病原性鳥インフルエンザが発生。今年初の事例。12日に約9万2000羽の殺処分が完了した。

1・12 農水省は、平成28年農業総産出額を9兆2025億円(対前年度比4.6%増)と発表。平成27年以降2年連続で増加となり、16年ぶりに9兆円の大台を回復した。うち大阪府は、353億円(同3.5%増)。

1・17 農水省は、各都道府県の農業再生協議会等が設定する平成30年産米の生産量の目安一覧を公表。東京・大阪は目安を公表していないが、仮に昨年並の生産量が確保されたとしても、全国の生産量の目安は約734万5000トとなり、国が示した適正生産量735万トにはほぼ肩を並べる数量となる。

1・19 農水省は、平成28年の荒廃農地面積を公表。全国では約28.1万ヘクタール(対前年度比約1%減)。大阪は232ヘクタール(同約10%減)。

「難波葱」の普及拡大へ

府内7カ所でフェスタ

昨年4月に「なにわの伝統野菜」として認証された「難波葱(なんばねぎ)」を新たな特産物としてPRするため、1月20日～28日の9日間、府内7カ所で「難波葱フェスタ」が開かれた。「難波葱」は葉の繊維が柔ら

かく、濃厚な甘みが特徴。11月～2月が収穫時期であり、今年も認証後はじめての旬を迎える。府内から76団体が参画し、府内各所で「食べる」「買う」「知る」「楽しむ」の四つに分けて、「難波葱」を使用したメニュー

の提供や販売、収穫体験などの取り組みを実施した。18日に難波センタービルで行われたキックオフセレモニーでは、「難波葱」生産者や飲食店関係者が「ネギぼうし」を被り、緑のエプロンと法被姿で参加。100年以上前に産地であった難波駅周辺で、500株を配布し、PRを行った。配布開始前から、「難波葱」

に興味を持った多くの人で行列ができ、用意した株はあっという間に無くなった。フェスタに参加した生産者のひとり、上田隆祥さんは、「市場から一度姿を消した『難波葱』だが、認証を受け、再びその味が評価され始めていることはうれしく思う。是非、今が旬の『難波葱』を多くの人に味わってほしい」と話した。(中島)



キックオフセレモニーで難波葱を配布する様子

都市農業をめぐる大きな情勢変化としては、平成27年4月に「都市農業振興基本法」(以下、「基本法」)が成立したこと

であろう。この「基本法」によって、都市農業振興は国の施策の対象となり、必要な措置を講じることとなった。「基本法」に基づいて、28年5月には「都市農業振興基本計画」(以下、「基本計画」)が

策定され、自治体においても「地方計画」を定めることとなっている。「基本法」では、都市農業とは、「市街地及びその周辺の地域において行われる農業」と規定しており、市街化区域内農

業を中心的な構成要素としている。ところで、都市農地に関して、昭和43年制定の「都市計画法」によって、都市計画区域が定められ、都市計画区域は市街化区域と市街化調整区域に区域区分され、市街化区域において

こうしたことを背景として昭和49年には生産緑地制度が設けられた。平成3年の生産緑地法の改正によって、都市農地は「生産緑地」と「宅地化農地」とに二区

の展開、地球環境問題への関心は高まっている。ここで問題となるのは、都市農業の担い手をどう考えて、どう構築するかということである。

都市農業の担い手を農業生産者だけに限定すれば、その継続が困難なことは、この間の農地の減少傾向をみれば明らかである。こうした事態を打開するためには、担い手の多様化・柔軟化を図る必要があるが、都市農業関係者を中心として、まずは議論を始めることが大事である。

都市農業の再生を考える

関西大学経済学部教授

榎原 正澄

は10年以内に優先的・計画的に市街化を図る区域と規定された。その市街化区域に立地する農業は、当初は過渡的に存在する農業という位置を与えられたが、現実には、このような農地は線引きにより30万畝を数え、営農継続の意欲を有しており、

継続期間の30年の期間が切れることとなり、その後の対応が危惧されている。しかしながら、消費者においては、農業・食料への関心は高く、食料自給率の向上、食の安全・安心の追求、地産地消などの多様な農産物マーケティング

その上で、都市農業の振興に必要な法制度の整備を図ることが必要なこととなる。その際に、都市住民による農業体験を重視することによって、農業・農村への理解が格段

に高まり、農業生産と食料消費のあり方を考える契機となる。大阪における都市農業の再生を考えた場合、都市住民による農業体験を実施するための制度を整備し、都市住民が自分の問題として積極的に都市農業のあり方を考えるようにすることが大事な点である。

都市農業の再生とは、その基本には地域農業の振興があり、地域農業のあり方を自覚的に考える主体を形成できるかが大きな鍵となる。そのためには、都市農業に係わる多様な市民の参加による開かれた議論が重要となるであろう。

◆筆者の紹介(かしはら まさずみ)

大阪生まれ、大阪府立大学農学部卒業後、同大学院農学研究科で農業経済学(農業政策学)を専攻し、同大学農学部助手を経て、現在は、関西大学経済学部教授として、農業経済学を担当。

随想